

荷役作業等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)に関するQ&A集

質問	回答
①荷役作業等を行った場合に記録の対象となる積込み・取卸し場所について	
1 「集貨又は配達を行った地点」(集貨地点等)とは、どのようなものが該当するのでしょうか。自社の事業用自動車間で貨物を積み替えるような場合もこれに該当するのでしょうか。	荷主との関係で貨物の集貨又は配達を行った場所を想定しており、一般的には、自社の事業用自動車間で貨物を積み替えるような場合は、これに当たらないものと考えられます。
②「附帯業務」について	
2 荷役作業等(積込み・取卸し・附帯業務)のうち、「附帯業務」には、どのようなものが該当しますか。	附帯業務とは、「貨物自動車運送事業に附帯する業務」をいいます。(例:「荷造り」、「仕分け」、「検収・検品」、「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」、「はい作業」等)
③記録の対象となる「荷役作業等の内容」について	
3 「荷役作業等の内容」についてはどの程度詳細に記載することが必要でしょうか。	「積込み」、「取卸し」、「仕分け」、「棚入れ」等といった、運転者が行った荷役作業等の種類が特定できる程度に記載ください。また、「積込み」や「取卸し」については、手荷役／機械荷役の区別がされていると、より詳細な実態把握につながります。また、参考として、国土交通省HPにおいて様式(記載)例を公表しています。
④記録の内容に関する荷主の確認について	
4 荷役作業等の内容等について荷主の確認が得られた場合とは、どのような場合でしょうか。また、その旨を示す事項として、どのような記録を行えばよいですか。	例えば、荷主側の発地での荷出しの担当者や、着地での荷受けの担当者との間で、実施した荷役作業等の内容(積込み、取卸し、仕分け、棚入れ等)や、所要時間について、共通認識が得られた場合をいいます。このような場合には、これらの記載と併せて、当該荷主側の荷受けの担当者等の手書きのサインや押印等を記録いただくことを想定しています。また、参考として、国土交通省HPにおいて様式(記載)例を公表しています。

荷役作業等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)に関するQ&A集

質問	回答
5 荷主の確認が得られなかった場合とは、どのような場合でしょうか。また、その旨を示す事項として、どのような記録を行えばよいですか。	例えば、荷役作業等として実施した内容や要した時間について荷主側の担当者との共通認識が得られなかった場合や、荷主側の担当者が現場に不在だった場合等が挙げられます。このような場合には、確認が得られなかった旨が分かる記載(「担当者不在」等)を記録してください。 また、参考として、国土交通省HPにおいて様式(記載)例を公表しています。
6 荷主の確認が得られた場合に、その旨を示す事項としては、荷主側担当者が記載した「レ点」、「○」、押印といったものでも足りるでしょうか。	荷主側担当者が記載する場合は、サインや押印が望ましいものと考えます。一方、荷主側担当者の確認を得た上で、事業者側がその旨を記載する場合は、「レ点」や「○」を記載することも考えられます。
⑤記録方法について	
7 荷役作業等の内容等や所要時間等の記録・保存は、1集貨地点(配達地点)当たりで行うのでしょうか。または、1運行(出庫から帰庫まで)当たりで行うのでしょうか。	1集貨地点(配達地点)当たりの荷役作業等の内容や所要時間等について記載してください。
8 荷役作業等の内容等について、独自に作成した様式を使用して記録・保存を行っても問題ないでしょうか。その場合、国土交通省で公表している様式(記載)のとおり記録する必要があるでしょうか。	自社で独自に作成した様式であっても、省令に規定する事項(例:荷役作業等の開始・終了の日時、荷役作業等の内容、荷主の確認に関する事項等)が記録されている場合は、基本的には、適切な乗務記録となるものと考えられます。
9 作成した記録の管理について、紙ではなく、デジタル方式により行うことは可能ですか。また、デジタル方式で記録・保存する場合は、荷主の確認が得られた旨等はどのように記録すればよいでしょうか。	所定の事項の記録・保存が適切に行われていれば、デジタル方式による記録管理も可能です。その場合の荷主の確認が得られた旨等については、例えば、実施した荷役作業等の内容等や記録・保存をデジタル方式で行うことについてあらかじめ現場で荷主側の確認を得た上で、運送事業者側でその旨を記録すること等が考えられますが、荷主側の確認を得ることが難しい場合は、荷主の確認が得られなかった旨を記録してください。

荷役作業等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)に関するQ&A集

質問	回答
⑥契約書に荷役作業等の内容が明記されているかについて	
<p>10 記録の対象について、「荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあつては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。」とありますが、例えば、①契約書に明記されていない荷造りを20分、②契約書に明記されている積込みを30分、それぞれ実施した場合に、契約書に明記されている積込み(②)については「1時間」を超えないため、記録しなくてもよいでしょうか。</p>	<p>実施した荷役作業等のうち、荷主との契約書に明記されていないものがある場合は、明記されている荷役作業等も含めて、実施した荷役作業等の全てが記録の対象となります。したがって、ご質問の場合は、①荷造り、②積込みの両方について記録いただく必要があります。</p>
<p>11 「契約書」には、例えば、いわゆる「送り状」や「発注書」といった書面は含まれますか。</p>	<p>個々の運送契約の内容を「送り状」や「発注書」を使用して定めているような場合には、その名称の如何によらず、貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条の「契約書」に該当するものと考えられます。</p>
<p>12 荷主側での荷役作業及び附帯業務の合計が1時間未満であった場合であつて、契約書に「納品に係る附帯業務全般」等と記載されている場合は、記録の対象外としてよいでしょうか。</p>	<p>「荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合」に該当するには、「納品に係る附帯業務全般」といった包括的な記載ではなく、実施する可能性がある荷役作業等の内容(例:「積込み」、「積卸し」、「荷造り」、「仕分け」、「検収・検品」、「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」、「はい作業」等)が具体的に記載されている必要があります。</p>
⑦その他	
<p>13 貨物自動車運送事業者の従業員として、運転者以外の者が助手席に同乗した場合に、当該同乗した従業員のみが荷役作業等を行った場合は、記録は必要でしょうか。また、この場合、荷役作業等の内容はどのように記載したらよいでしょうか。</p>	<p>一般的には、貨物自動車運送事業者として荷役作業等を実施し、運転者の拘束時間に影響を及ぼす場合は乗務記録の対象となるものと考えられます。その場合、運転者が荷役作業等を実施した場合と同様に記載してください。</p>

荷役作業等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)に関するQ&A集

	質問	回答
14	実施した荷役作業等の内容等について、荷主側担当者より記録を行わないよう依頼があった場合はどのようにすればよいでしょうか。	貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業輸送安全規則により乗務記録として記録・保存が義務付けられているため、荷主からそのような依頼があった場合も記録が必要となります。なお、実施した荷役作業等の内容等に関する荷主の確認については、当該確認が得られなかった場合には、その旨を記録すれば足りることとなっています。